



1枚に切り取る医療界のトピック

Medical management support by astellas

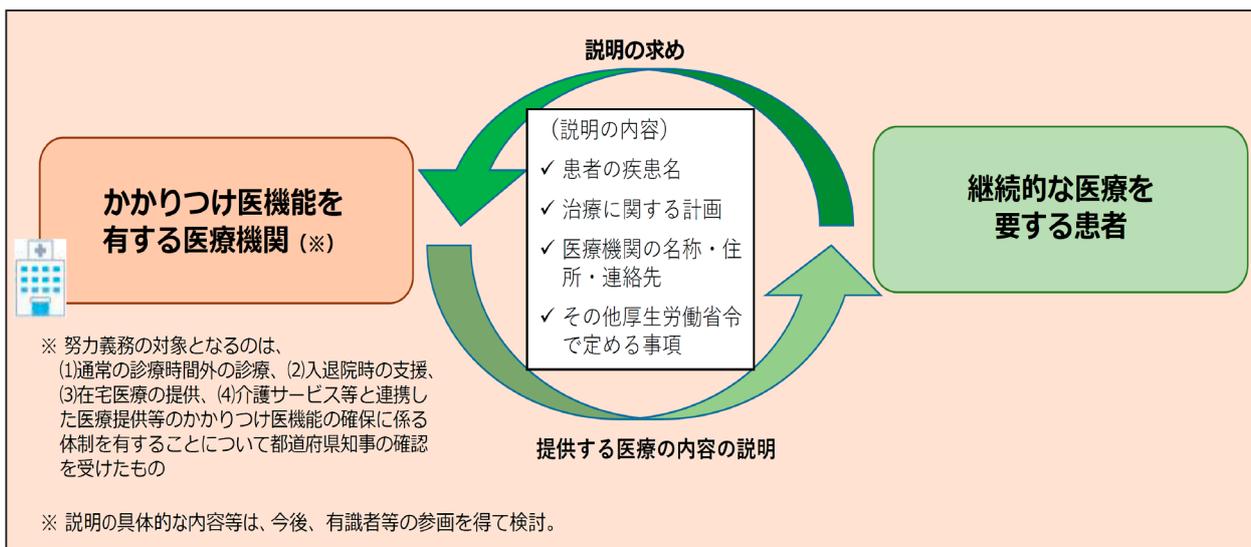
2023年12月19日号

改定に向け、かかりつけ医機能における書面交付の要件化について議論

《背景》「かかりつけ医機能」は、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、必要不可欠な機能とされている。2023年の医療法改正で「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」が盛り込まれた。具体的には、①医療機能情報提供制度の刷新（2024年4月）、②かかりつけ医機能報告の創設（2025年4月）、③患者に対する説明（2025年4月）を行なうこととなった。本稿では、③患者に対する説明に関する議論を紹介する。

《解説》2025年4月より、かかりつけ医機能の1つとして、電磁的方法又は書面交付による「患者に対する説明」が努力義務化されます。具体的には、「かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することについて都道府県知事の確認を受けた医療機関」が、「慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する患者」に対して、「在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供するに当たって説明が特に必要な場合で、患者やその家族から求めがあったとき」が対象となります。この点に関して、中医協では次回改定で先取りで評価すべきか、患者への適切な説明を推進するための方策はどうかなどが論点としてあがっています。

◎図表：努力義務化される患者に対する説明について



出典：中央社会保険医療協議会 総会(第563回)外来(その3) についてを基に加工・作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001166159.pdf>

《発行》
アステラス製薬株式会社
 東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》
医療総研株式会社 (担当：Mesa 編集室)
 東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
 Mail : mesa.info@iryso-socket.co.jp